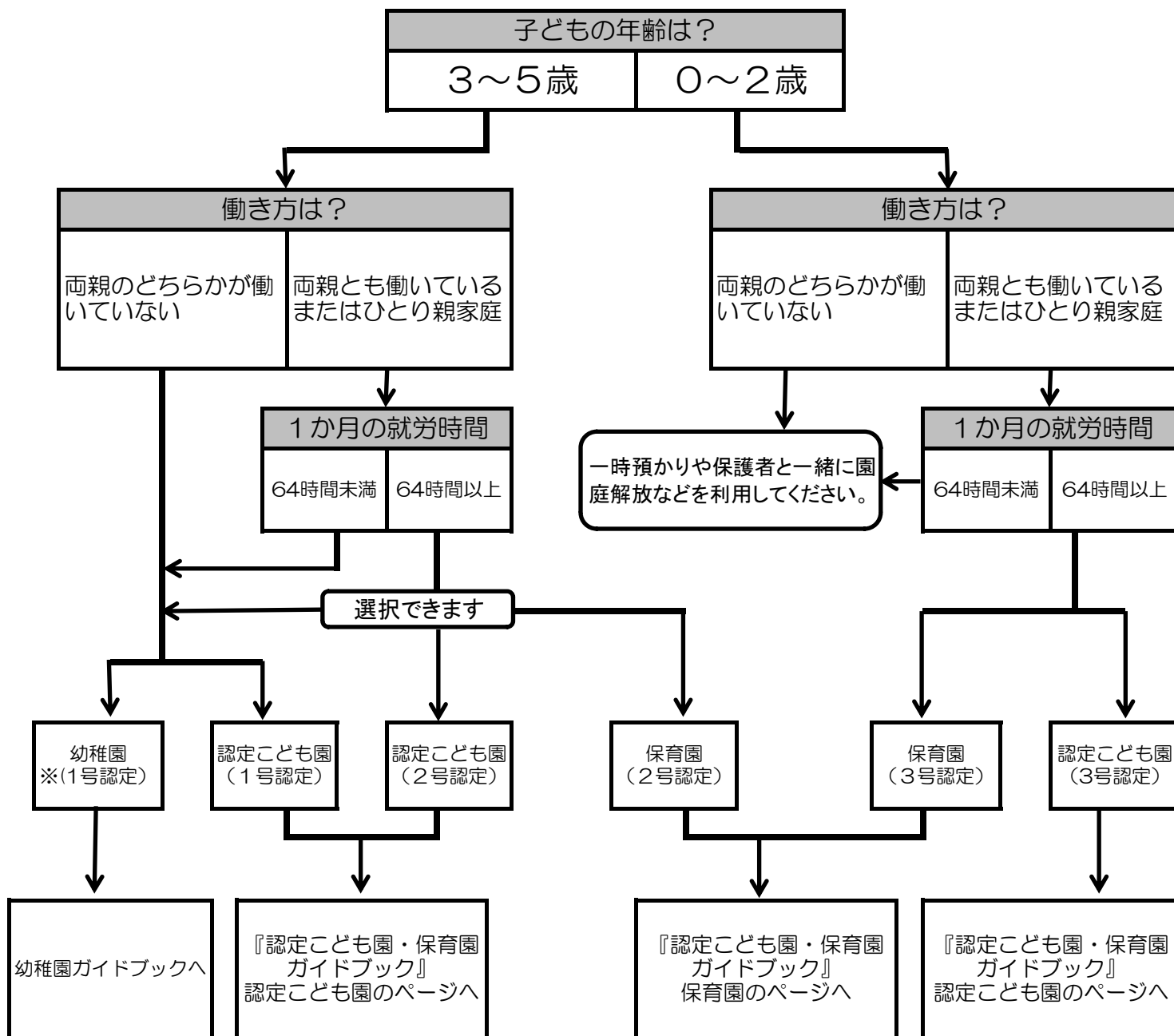


認定区分について



豊橋市には、幼稚園・認定こども園・保育園があります。認定こども園とは、幼稚園と保育園の両方の良さをあわせもつ施設です。認定こども園では『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』に基づき、教育と保育を一体的に提供します。また、保育園では『保育所保育指針』に基づき保育します。

各施設を利用するには、豊橋市から支給認定を受ける必要があります。（なお、新制度に移行しない幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。）年齢や家族の状況により、利用できる施設は異なります。施設を選ぶ際には以下を参考にしてください。



◎1号認定…… 幼稚園・認定こども園の幼稚園部分の利用

◎2号認定…… 3歳から5歳の児童で認定こども園の保育園部分・保育園の利用

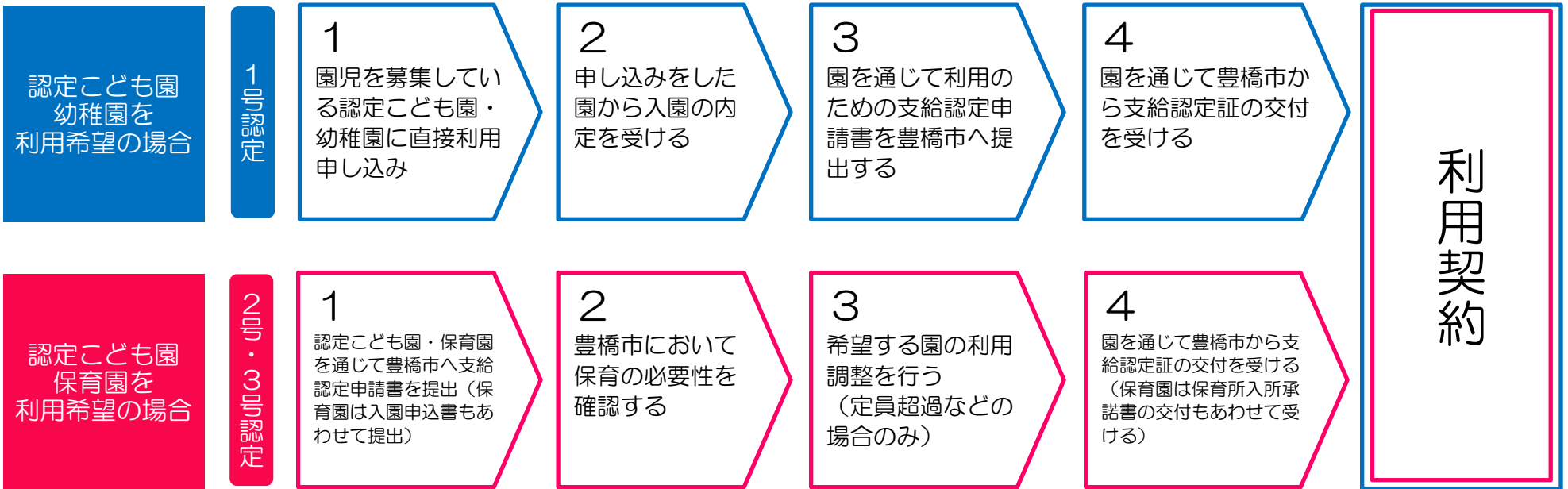
◎3号認定…… 0歳から2歳の児童で認定こども園の保育園部分・保育園の利用

※新制度に移行しない幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。
園との直接契約となります。
幼稚園については、13ページの幼稚園一覧で確認できます。



認定こども園・保育園・幼稚園の入園手続きの流れ

認定こども園・保育園・幼稚園を利用するためには、豊橋市から、支給認定を受ける必要があります。利用する園やお子さんの年齢に応じて1号～3号の認定があります。手続きについては、下図のとおりです。



※認定こども園を利用希望の場合、幼稚園部分を利用する場合は1号認定の利用手続きの流れ（上段）、保育園部分を利用する場合は2・3号認定の利用手続きの流れ（下段）が基本となります。

※新制度に移行しない幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。園と利用者との直接契約となります。

契約と保育料の支払先

施設	契約先	保育料の決定者	保育料の支払先
認定こども園	施設と直接契約	豊橋市	施設へ直接支払う
保育園	豊橋市と契約	豊橋市	豊橋市へ支払う
幼稚園	施設と直接契約	豊橋市 ※新制度に移行しない幼稚園は各幼稚園で設定	施設へ直接支払う

🍃 保育時間

- ・2号認定、3号認定は保育の必要量に応じて『保育標準時間』と『保育短時間』に区分されます。利用時間や保育料が異なります。

* 保育標準時間・・・フルタイムの就労などを想定したおおむね11時間以内の利用
(長時間保育)

* 保育短時間・・・パートタイムの就労などを想定したおおむね8時間以内の利用
(通常保育)

- ・通常保育の開園時間については、各施設により異なります。詳しくは『各施設のページ』をご覧ください。
- ・1号認定の利用時間(教育標準時間)は各認定こども園へお問い合わせください。



🍃 延長保育

- ・2号認定、3号認定は保護者の勤務形態や通勤などのため、長時間にわたる保育が必要な場合に、おおむね午後7時までの延長保育を行っています。
- ・土曜日の延長保育について、公立の認定こども園・保育園は午後6時まで行っています。民間の施設は各園により異なります。詳しくは、各施設まで直接お問い合わせください。
- ・ご家庭での保育をできる限りご考慮いただき、やむを得ない場合にご利用ください。
- ・ご利用について詳しいことは、各施設まで直接お問い合わせください。
- ・1号認定の延長保育については各認定こども園へ直接お問い合わせください。

○利用料 : 各施設へお問い合わせください。

○利用申込 : 各施設へ直接お申込みください。

◎延長保育実施園 (平成29年4月現在)

認定こども園	保育園	
むかい山こども園	ひまわり保育園	こまどり保育園
岩田こども園	昭和保育園	石巻保育園
高師東こども園	塩満保育園	吉田方保育園
緑が丘こども園	東部保育園	吉田方西保育園
明照保育園	下条保育園	磯辺保育園
おおさきこども園	野依保育園	植田保育園
三宝こども園	あしはら保育園	岩西保育園
二川幼稚園	二川東保育園	津田保育園
こじかこども園	春日保育園	新吉保育園
	東山保育園	牛川東保育園
	羽田保育園	くるみ保育園
	花ヶ崎保育園	

障害児保育

- ・心身に発達の違いなどがある児童が、様々な個性を持つ子どもたちの中で共に生活をする事により、成長することを願って認定こども園や保育園での保育を行っています。
- ・家族の状況が入園の基準（16・33ページ参照）に該当する児童が対象です。
- ・下記の指定園では、3歳以上（クラス年齢）の対象児童に応じて保育士等が配置されています。保育士等は療育研修などに参加しており、医療機関や療育機関などとの連携も行われています。また、指定園以外でも保育できる場合があります。
- ・障害児保育の詳細につきましては保育課までお問い合わせください。

◆障害児保育指定園 （平成29年4月現在）

認定こども園		
明照保育園	老津保育園	こじかこども園
保育園		
円通寺保育園	福岡保育園	嵩山保育園
野依保育園	牛川保育園	吉田方西保育園
豊南保育園	前芝保育園	磯辺保育園
高塚保育園	こまどり保育園	植田保育園
あしはら保育園	柱保育園	杉山保育園
二川東保育園	ひばり保育園	岩西保育園
谷川保育園	三郷保育園	津田保育園
春日保育園	松葉保育園	牛川東保育園
東山保育園	大村保育園	くるみ保育園
羽田保育園	往完保育園	

休日保育

- ・日曜、祝日に保護者が仕事のため、児童を家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育します。
- ・ご利用の詳細は、くるみ保育園、こじかこども園または保育課までお問い合わせください。

○対象：次の条件をいずれも満たす児童

- ①市内の認定こども園（1号認定を除く）・保育園に在園している
※P2に掲載されている施設
- ②平日、認定こども園・保育園に通っているのと同じ理由により年間をとおして休日においても家庭で保育する保護者がいない
- ③年齢が1歳から6歳まで

○実施日：日曜日、祝日等の休日(12月29日から1月3日までは除く)

○保育時間：原則、午前8時から午後4時まで
※午前7時45分から午後6時までは要相談。

○利用料：日額 2,000円（昼食等が必要）

○利用の方法：事前に登録が必要です。
※利用を希望する前月の10日までに、くるみ保育園またはこじかこども園で登録手続きをしてください。

☆休日保育実施園

くるみ保育園
こじかこども園



一時預かり

- ・保護者の勤務形態、傷病などのため、一時的に家庭での保育が難しくなった場合に、1か月あたり14日を限度として一時預かりを行います。
- ・利用の形態は、次の3通りがあります。ご利用について詳しいことは、各保育園まで直接お問い合わせください。

(1) 非定型的保育	保護者の勤務形態などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合
(2) 緊急保育	保護者の傷病、入院、出産などにより、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる場合
(3) その他	何らかの理由により、一時的に保育が必要となる場合

○対象 : 豊橋市在住で保育園等に入園していない就学前児童

○保育時間 : 平日 午前8時から午後4時まで
土曜日 午前8時から午後0時半まで

○利用料 : 日額 2,000円 (給食費別)

○利用申込 : 保育園へ直接お申し込みください。

□一時預かり実施園〔担当保育士が配置されている保育園〕(平成29年4月現在)

往完保育園	植田保育園
東山保育園	くるみ保育園

※ 認定こども園や保育園の状況により、上記以外の施設で一時預かりを実施している場合もあります。お近くの施設へ直接お確かめください。



子育て支援活動

- ・地域の在宅児童や子育て家庭等に対して、交流活動や子育て支援活動を行うことによって、育児不安の相談・助言、子育てサークルの育成などに取り組み、児童の福祉の向上を図っています。
- ・詳しい内容については、各施設まで直接お問い合わせください。

△子育て支援活動実施園

(平成29年4月現在)

認定こども園		
むかい山こども園	正林寺保育園	岩田こども園
高師東こども園	緑が丘こども園	明照保育園
おおさきこども園	三宝こども園	老津保育園
豊橋才能教育こども園	希望が丘こども園	二川幼稚園
牛川育英幼稚園	こじかこども園	

保育園		
ひまわり保育園	あしはら保育園	石巻保育園
昭和保育園	二川東保育園	みどり保育園
塩満保育園	谷川保育園	嵩山保育園
東部保育園	春日保育園	賀茂保育園
玉川保育園	福岡保育園	磯辺保育園
円通寺保育園	牛川保育園	植田保育園
天伯保育園	前芝保育園	杉山保育園
東観音寺保育園	こまどり保育園	岩西保育園
長栄保育園	ひばり保育園	津田保育園
野依保育園	三郷保育園	新吉保育園
豊南保育園	大村保育園	牛川東保育園
高塚保育園	飽海保育園	くるみ保育園

④ 病児保育

乳児・幼児、または保護者の就労や病気等により、家庭において保育を受けることができない小学校に入学している児童で、病氣中または病氣回復のため、まだ集団生活ができない場合に、保護者に代わって保育します。

- 対象 : 小学生までの児童
- 利用期間 : 連続する場合は7日以内
- 利用料 : 日額 2,000円(昼食等が必要)
- 利用申込 : 保育課(電話51-2324)、または実施施設での事前登録が必要ですが、緊急の場合も受け付けます。

※実施施設により、受入れ可能年齢や感染症の受入れ基準が異なります。

▲実施施設

すこやか診療所	
住所: 朝丘町132	電話: 69-3711
こじかこども園 病児保育室	
住所: 植田町字一本木116-151	電話: 25-0528
豊橋市民病院 院内保育所(あおたけ)	
住所: 青竹町八間西50	電話: 33-6328

④ 認定こども園・保育園の食事

とよはしの認定こども園・保育園では、すべて施設の調理室で食事をつくる完全給食です。温かく、ぬくもりのある食事を、楽しく食べることができるよう、保育の大切な場面としてとらえています。

また、給食の献立は、各施設の栄養士または保育課の栄養士が、乳幼児の栄養所要量などを考慮して月単位で作成し、それぞれの施設で調理員が心をこめてつくっています。

	乳 児	幼 児
主 食	パン、米、めん	パン、米、めん
副 食	幼児食とほとんど同じですが、年齢に配慮した調理をしています。	主菜、副菜、汁物、果物
おやつ	午前10時ごろ 牛乳、果物、菓子 午後3時ごろ 幼児と同様のもの	午後3時ごろ 牛乳、手作りおやつ、菓子、果物

- ・認定こども園・保育園では、季節の行事にあわせた食事をとれるよう楽しく計画しています。
- ・0歳児の献立は別に作成し、離乳初期・中期・後期と区分しています。
- ・アレルギー症(食物)の児童は、除去食の対応が基本となりますが、事前に各施設へご相談ください。

🍃 認定こども園の職員配置

○園長 1名、主幹保育教諭 1名 がいます。

- ・保育教諭

配置基準について

(平成29年4月)

	とよはしの配置 (児童：保育教諭)	国の基準 (児童：保育教諭)
0歳児	3人：1人	3人：1人
1歳児	4.6人：1人	6人：1人
2歳児	5.2人：1人	6人：1人
3歳児	20人：1人	20人：1人
4歳以上児	30人：1人	30人：1人

※上記以外にも、長時間保育や児童数に応じて、保育教諭が配置されています。

- ・その他職員

児童数に応じて調理員等が配置されています。

- ・嘱託医師

認定こども園には、子どもたちの健康管理のために、嘱託医師が1名委嘱され、年2回の健康診断が行われています。

🍃 保育園の職員配置

○園長 1名、主任保育士 1名 がいます。

- ・保育士

配置基準について

(平成29年4月)

	とよはしの配置 (児童：保育士)	国の基準 (児童：保育士)
0歳児	3人：1人	3人：1人
1歳児	4.6人：1人	6人：1人
2歳児	5.2人：1人	6人：1人
3歳児	20人：1人	20人：1人
4歳以上児	30人：1人	30人：1人

※上記以外にも、長時間保育や児童数に応じて、保育士が配置されています。

- ・その他職員

児童数に応じて調理員等が配置されています。

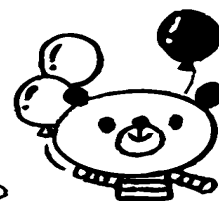
- ・嘱託医師

保育園には、子どもたちの健康管理のために、嘱託医師が1名委嘱され、年2回の健康診断が行われています。





とよはしの保育料



🌿 保育料の決め方

1. 保護者のみなさんに負担していただく保育料は、次のように決めています。
 - (1) 児童の父母、あるいは同居の祖父母（家計の主体である場合に限る）の市民税額を確認し、階層区分を決めます。この際、住宅借入金等特別控除、配当控除等は適用されません。8月分保育料までは、前年度市民税を、9月分保育料からは、当年度市民税を確認します。
 - (2) ひとり親世帯などであっても、市民税が課税されていたり、申告をしていない方、同居の祖父母（家計の主体である場合に限る）に課税されている場合などは、保育料を負担していただきます。
2. 平成29年度の保育料は、次ページのとおりです。
 - (1) 1号認定は保育料表の【教育認定】の欄で、市町村民税所得割額によって階層が決まります。
 - (2) 2号・3号認定は保育料表の【保育認定】の欄で、市町村民税所得割額によって階層が決まります。
 - (3) 保育料以外に各施設において雑費等の料金が必要となります。金額・内容については各施設へお問い合わせください。



🌿 保育料の軽減

同一世帯から保育園、幼稚園などの在園児が2人以上の場合、2人目は保育料（ ）内の額、3人目以降の徴収額は無料です（教育認定は、小学3年生までの兄妹がいる場合、その児童もカウントします）。また、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、多子世帯のうち、所得などの一定の要件を満たす世帯は、保育料が軽減される場合があります。

【問い合わせ先】
豊橋市役所 保育課
電話 51-2322

平成29年度 豊橋市保育料徴収額表

(第3階層～第5階層のa欄は、ひとり親世帯等に該当する場合)

階層区分	階層	利用者負担額(月額・円)							
		保育認定						教育認定	
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税 所得割非課税世帯	2	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税 所得割課税世帯	48,600円未満	a	4,950	4,800	4,200	3,900	3,500	3,200	1,500
		b	10,900	10,600	9,800	9,500	8,200	7,900	5,500
	48,600円以上 73,000円未満	a	(5,450)	(5,300)	(4,900)	(4,750)	(4,100)	(3,950)	(2,750)
		b	4,950	4,800	4,200	3,900	3,500	3,200	1,500
	(77,101円未満)	a	15,700	15,400	14,700	14,400	12,300	12,000	9,000
		b	(7,850)	(7,700)	(7,350)	(7,200)	(6,150)	(6,000)	(4,500)
	73,000円以上 116,000円未満	a	4,950	4,800	4,200	3,900	3,500	3,200	1,500
		b	22,200	21,800	19,500	19,200	16,400	16,100	11,200
	116,000円以上 163,000円未満	a	(11,100)	(10,900)	(9,750)	(9,600)	(8,200)	(8,050)	(5,600)
		b	30,300	29,800	21,200	20,900	17,800	17,500	12,800
	163,000円以上 209,000円未満	a	(15,150)	(14,900)	(10,600)	(10,450)	(8,900)	(8,750)	(6,400)
		b	39,000	38,400	22,200	21,800	18,700	18,400	13,400
	209,000円以上 340,000円未満	a	(19,500)	(19,200)	(11,100)	(10,900)	(9,350)	(9,200)	(6,700)
		b	48,000	47,200	23,300	22,900	19,600	19,300	16,000
340,000円以上 397,000円未満	a	(24,000)	(23,600)	(11,650)	(11,450)	(9,800)	(9,650)	(8,000)	
	b	53,000	52,100	27,600	27,100	23,200	22,800	18,600	
397,000円以上	a	(26,500)	(26,050)	(13,800)	(13,550)	(11,600)	(11,400)	(9,300)	
	b	58,000	57,000	32,000	31,500	26,900	26,400	18,600	
			(29,000)	(28,500)	(16,000)	(15,750)	(13,450)	(13,200)	(9,300)

1. 階層区分認定は、父母のみの税額によりますが、父母が市町村民税を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。(教育標準時間認定(以下「教育認定」という。)は、父母の課税の有無に関わらず、児童を扶養している者の税額を合算します。)
2. この表の年齢区分は、クラス年齢によるものとします。(年度途中は年齢区分の変更を行いません。) ※3歳未満児：平成26年4月2日以降に生まれた児童
3歳児： 平成25年4月2日～平成26年4月1日に生まれた児童
4歳以上児：平成23年4月2日～平成25年4月1日に生まれた児童
3. 同一世帯から他の保育園、認定こども園、幼稚園等を利用している児童を含め、2人以上入園の場合、2人目が()内の額となります。
なお、同時在園児3人目以降は無料となります。(教育認定は、小学校1～3年生までの兄弟がいる場合、その児童もカウントします。)
4. 教育認定における市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯及び保育認定における市町村民税所得割課税額57,700円未満(4階層の一部まで)の世帯は、カウントする子の年齢に関係なく、世帯の2人目は()内の額、3人目以降は無料となります。ただし、カウントする子は保護者と生計が同一の場合に限ります。
5. 18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、2階層から7階層と認定された3人目以降は無料、8階層以上と認定された3人目以降は各々階層にある金額の2分の1(10円未満切り捨て)の額となります。
6. 次の世帯(ひとり親世帯等)について、市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯の1人目の徴収額は、各階層のaの額、2人目以降は無料となります。
 - 児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の支給対象世帯
 - 母子父子家庭等医療費助成の対象世帯
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
7. 上記3～6に該当する世帯については、各々の児童に最も有利となる取扱いによる徴収額とします。
8. この表の市町村民税所得割額は、4月から8月分までは、平成28年度分、9月分以降は平成29年度分を適用します。(配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を行う前の税額を使います。
また、非婚のひとり親家庭に対し、申請に基づき寡婦(夫)控除をみなし適用します。

【経過措置】

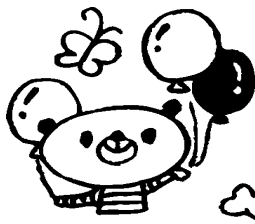
平成27年度の保育料改正に伴い実施した経過措置は、平成29年3月分の保育料においてこの経過措置の適用を受けている場合に限り、改めて下記のとおり経過措置を適用します。

◎4月分～8月分の保育料は、新保育料表において、平成29年3月分保育料より高い額となる場合にのみ、平成27年度の保育料表による経過措置適用後の保育料に相当する金額の階層とします。ただし、保育時間の変更による保育料の上昇は除きます。

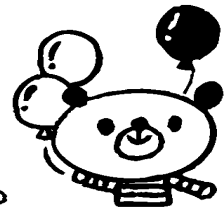
◎9月分～3月分の保育料は、8月分の保育料において、上記の経過措置を適用する前の階層と同じ場合に限り、引き続き適用します。

これらの措置は、平成29年度に限り適用し、期間中税の修正申告、保育料の算定基礎となる対象者(父、母等)の変更等による税額変更に伴い、上記経過措置を適用する前の階層に変更が生じたときは、以降適用しません。

なお、平成29年4月1日以降に入園する児童については、上記の経過措置を受けている児童の兄弟姉妹であっても、これらの経過措置は適用しません。



とよはしの幼稚園



平成29年4月1日

園名	定員	小学校区	所在地	電話
曙	160	高師	曙町字松並28	45・6512
☆ 恵日	135	東田	東田町字西郷114-2	52・7387
大清水	209	大清水	南大清水町字元町66-2	25・1895
悟真寺	200	松葉	関屋町213	55・0623
こばと	310	幸	牧野町125-1	46・3030
仔羊	245	多米	岩田町字影岩7-4	61・6975
寿泉寺	200	向山	瓦町字通裏28-5	62・3580
寿泉寺いずみ	280	汐田	牟呂町字百間60	48・3588
寿泉寺みゆき	310	岩西	東幸町字東明128	62・7811
たかくら	209	福岡	鍵田町117	54・7715
高師台	209	高師	浜道町字管石24	46・6277
高洲若葉	209	吉田方	高州町字小島18-1	31・8008
豊岡	420	岩田	東岩田四丁目1-2	62・6100
豊橋旭	170	松山	向山町字七面89-2	53・7765
豊橋中央	200	新川	新吉町6	52・7805
豊橋若葉	200	牟呂	牟呂外神町3-2	31・8082
にじの森	279	飯村	飯村北一丁目11-6	62・4514
花園	200	松山	花園町6-1	54・7611
☆ 希望が丘第二	25	八町	旭町164	52・2093
富士見	255	富士見	富士見台一丁目14-1	23・1900
富士見台	140	富士見	富士見台六丁目6-1	25・6991
不動院	335	向山	瓦町通一丁目31-1	52・2611
むさしの	160	石巻	石巻町字間場83-23	88・0531
ゆめの子	400	多米	岩崎町字山神1-11	61・8864
計 24園				

☆のついた幼稚園・・・「子ども・子育て支援新制度」に移行する幼稚園です。

※ 幼稚園では、学校教育法に基づき、就学前教育をしています。

※ 募集要項など詳しくは各園にお問合わせください。